



NO. 680

福島暴追センターニュース

福島県暴力追放運動推進センター

〒960-8103 福島市舟場町2番1号

福島県舟場町分館3階

Tel 024-572-6960

Mail fukushima01@botsui-fukushima.jp

不当要求防止責任者を選任しましょう

賛助会員皆様の事業所では、不当要求防止責任者の選任はお済みかと思いますが、新年度以降、人事異動等により不当要求防止責任者が選任されないケースも散見されます。

事業所における不当要求防止責任者の選任を再確認するとともに、不当要求防止責任者に選任された方に対しては、不当要求防止責任者講習を確実に受けさせるようにしてください。



1 不当要求防止責任者

(1) 不当要求防止責任者

事業者の業務を統括する者で、暴力団員からの不当要求による事業者及び従業員等の被害を防止するために必要な業務を行います。

(2) 不当要求防止責任者の役割

- 不当要求に対する各事業所の内部体制や録音録画機材等の整備
- 従業員等に対する不当要求についての指導・教養の実施
- 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- その他被害防止に必要な業務

2 不当要求防止責任者を選任していただく対象

次の事業所で、その事業規模の大小は問いません。

(1) 事業を行う方で、従業員を使用する事業者

例～個人事業者、民間企業、公益法人、協同組合等の団体、行政機関等

(2) 事業者が業務を行う単位である事業所

例～本社、支社、営業所、出張所等

3 不当要求防止責任者の要件

業務全体を統括管理する総務又は法務部門などの一定の管理者・責任者の立場にある方や対応部門でのトラブル事案等に関する情報・報告を把握できる方となります。

例～企業の総務部門担当者、支店長、次長、商店等の代表者、商店主等

4 選任していただく不当要求防止責任者の人員

原則として各事業所に1名ですが、希望により複数名を選任する場合には、選任した不当要求防止責任者ごとに選任届出書を公安委員会提出することになります。

なお、1人の方が複数支店の不当要求防止責任者を兼務することは禁止されていませんが、平素からの対応要領準備や不当要求があった際の対応をスムーズに行うため、できる限り1事業所ごとに1人以上の不当要求防止責任者を選任するようにしてください。

5 不当要求防止責任者の選任届

不当要求防止責任者の選任届は、最寄りの警察署の刑事課（刑事第二課）に提出するか、「e-Gov電子申請」からオンライン申請してください。

詳しくは、福島県暴力追放運動推進センターのHPをご覧ください。



**あなたの職場を暴力団から守るため
不当要求防止責任者を選任しましょう**